

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 29 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

(新 旧 対 照 表)

改正後	現 行
<p>第1編 保護の実施要領</p> <p>第1～6 略</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p><u>問7-43-2 [転居の場合の家具什器費の支給について]</u></p> <p><u>局第7の2の(6)のアの(エ)にいう「現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず」とはどのような状況を指すのか。</u></p> <p><u>(答) 原則として、被保護者自身が現に所有している家具什器が、新旧住居の設備の相異により使用することができない場合を指す。例えば、現にエアコンを保有している被保護者が、保有している当該エアコンを設置することができない住居に転居する場合であって、実施機関において、その転居の必要性を認め、かつ、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められる場合などである。ただし、例えば、現に賃貸人により備え付けられたエアコンの設備を有する住居に居住している者が、エアコンの設備を有しない住居に転居することについて、エアコンの購入費用の支給対象とすることも踏まえた上で適切であると実施機関が認める場合なども含めて差し支えない。</u></p> <p><u>なお、保護受給中の家具什器の購入については、保護費のやり繰りにより行われるべきものであることから、エアコンなどの</u></p>	<p>第1編 保護の実施要領</p> <p>第1～6 略</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p><u>(新設)</u></p>

家具什器費の購入費用の支給を受けることを目的とした転居が適切でないということはいうまでもない。

問7-49〔公共職業能力開発施設等の「等」の範囲〕

局第7の2の(7)のアの(オ)にいう「公共職業能力開発施設等」の「等」はどのような施設が例示されるか。

(答) 入退所施設としては、保護施設、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、女性自立支援施設及び特別支援学校寄宿舎等があげられる。また通所施設としては、児童福祉施設（児童発達支援センター、保育所等）及び幼稚園等があげられる。

なお、稼働収入のある世帯における保育所等に通所する場合の交通費については、問7-50によること。

問7-90-2〔夜間中学校に就学する者〕

夜間中学で受ける教育は義務教育と同等の教育として教育扶助を行ってよいか。

(答) 本法による教育扶助の対象は、法第13条の規定のとおり教育基本法に定める「義務教育に伴つて必要な」経費である。教育基本法における「義務教育」とは、教育を受ける権利（日本国憲法第26条）の保障のために、国民がその子に受けさせる義務を負う教育をさす。この点、夜間中学については、学齢期を経過しており、その保護者が就学義務を負うわけではない者が入学対象であるものの、学校教育法第一条に規定す

問7-49〔公共職業能力開発施設等の「等」の範囲〕

局第7の2の(7)のアの(オ)にいう「公共職業能力開発施設等」の「等」はどのような施設が例示されるか。

(答) 入退所施設としては、保護施設、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、婦人保護施設及び特別支援学校寄宿舎等があげられる。また通所施設としては、児童福祉施設（児童発達支援センター、保育所等）及び幼稚園等があげられる。

なお、稼働収入のある世帯における保育所等に通所する場合の交通費については、問7-50によること。

(新設)

る中学校であり、教員免許を有する教員による教育が行われ、全ての課程を修了すれば中学校卒業資格を得ることができることなどからして、義務教育と同等の教育として必要な範囲で教育扶助の対象となり得るものであり、教育を受けるために必要な基準額、教材代、交通費が支給対象として想定される。

ただし、学齢を経過した者については、原則として就労等によって稼働能力を活用すべき状況にあるものと思われることから、現にその能力に応じて稼働能力を活用しており、かつ、夜間中学へ就学し、義務教育相当の教育を受けることが世帯の自立助長に資すると見込まれる場合に限り、必要な範囲で教育扶助の対象として差し支えないと考えられる。また、不登校等により稼働能力の獲得のために必要な教育を十分に受けることができなかつたこと等により、直ちに稼働能力の活用を求めるよりも夜間中学へ就学することが世帯の自立助長に資すると見込まれる場合にも、教育扶助の対象として差し支えないと考えられる。

その適用にあたっては、就学援助に類する経済的支援や学び直しに関する各種支援策など他法他施策の利用の可否についても検討の上、慎重に判断するようにされたい。

なお、夜間中学については、教育扶助の対象とする場合であっても、「義務教育に伴つて必要な」経費ではないことから、要否判定における最低生活費に計上すべきものではない。

問7-97〔単身者が転居指導に応じない場合の取扱い〕

単身者が告別表第3の2の限度額より高いアパートに入居しており、しかも地域の単身者のアパート等と比較しても著しく均衡を欠いていることから転居指導を行ったがこれに応じない場合、どのように取り扱ったらよいか。

(答) 設問のような場合は、告別表第3の2の限度額の範囲内で住宅扶助の認定を行うこととなるが、更に限度額を相当に上回る家賃のアパートに入居しており明らかに最低生活の維持に支障があると認められる場合は、法第27条に基づく指導として転居を指導することも考えられる。

なお、2人以上世帯についても当該地域の他の同様な世帯との均衡を著しく失っている場合は、同様の指導を行うべきである。

また、下記の要件をいずれも満たすような場合には、転居指導を留保して差し支えないと考えられる。

なお、転居指導はあくまで留保しているものであるため、概ね毎月、就労収入や自営収入の状況等を確認し、早期の自立の見込みがなくなったなど状況に変化がある場合は、改めて検討を行うこと。

(1) 住宅扶助基準を超える家賃の住居に従前より居住した状態で保護の申請を行い、かつ、生活保護の受給開始後も当該住居に住み続けることを希望していること

(2) 稼働能力や就労意欲を有していることが明確であって、早期かつ契約期間中に保護の脱却の見込みが高く、その間現在の住居に住居し続けることが当該世帯の自立

問7-97〔単身者が転居指導に応じない場合の取扱い〕

単身者が告別表第3の2の限度額より高いアパートに入居しており、しかも地域の単身者のアパート等と比較しても著しく均衡を欠いていることから転居指導を行ったがこれに応じない場合、どのように取り扱ったらよいか。

(答) 設問のような場合は、告別表第3の2の限度額の範囲内で住宅扶助の認定を行うこととなるが、更に限度額を相当に上回る家賃のアパートに入居しており明らかに最低生活の維持に支障があると認められる場合は、法第27条に基づく指導として転居を指導することも考えられる。

なお、2人以上世帯についても当該地域の他の同様な世帯との均衡を著しく失っている場合は、同様の指導を行うべきである。

また、下記の要件をいずれも満たすような場合には、転居指導を留保して差し支えないと考えられる。

なお、転居指導はあくまで留保しているものであるため、概ね毎月、就労収入や自営収入の状況等を確認し、早期の自立の見込みがなくなったなど状況に変化がある場合は、改めて検討を行うこと。

(1) 住宅扶助基準を超える家賃の住居に従前より居住した状態で保護の申請を行い、かつ、生活保護の受給開始後も当該住居に住み続けることを希望していること

(2) 稼働能力や就労意欲を有していることが明確であり、かつ、契約期間中に自立の見込みが高く、一定期間現在の住居に住居し続けることが当該世帯の自立に資する

に資すると判断されること

(3) 居住中の住居の家賃の住宅扶助基準額に対する超過金額が、直ちに最低生活の維持が不能にならないと認められる場合であること。なお、この判断は、自立までに要する期間や世帯の状況を踏まえ個別に判断されるべきものであるが、例えば、単身世帯であれば 5,000 円程度、複数世帯であれば 1 万円程度を超えるというような場合は、短期間であったとしても、最低生活の維持の観点から不適切である恐れがあることを留意すること

問7-104〔社会福祉施設等の範囲〕

課第7の30の答5により敷金等が認定される場合の施設にはどのようなものがあるのか。

(答) 次のような施設から退所する場合が考えられる。

- (1) 社会福祉法に規定する社会福祉施設
- (2) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」による女性相談支援センターが行う一時保護の施設
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による女性相談支援センターが自ら行う又は委託して行う一時保護の施設
- (4) ホームレス自立支援センター
- (5) 職業能力開発促進法による職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設
- (6) 更生保護事業法による更生保護施設
- (7) アルコール依存症や薬物依存症の治療を目的とした施設

と判断されること

(3) 居住中の住居の家賃の住宅扶助基準額に対する超過金額が目安金額を下回る場合、又は当該超過金額が目安金額を上回るが、直ちに最低生活の維持が不能にならないと認められる場合であること。なお、この目安金額は、単身世帯であれば 5,000 円程度、複数世帯であれば 1 万円程度を上限の目安とすること

問7-104〔社会福祉施設等の範囲〕

課第7の30の答5により敷金等が認定される場合の施設にはどのようなものがあるのか。

(答) 次のような施設から退所する場合が考えられる。

- (1) 社会福祉法に規定する社会福祉施設
- (2) 売春防止法による婦人相談所が行う一時保護の施設
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設
- (4) ホームレス自立支援センター
- (5) 職業能力開発促進法による職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設
- (6) 更生保護事業法による更生保護施設
- (7) アルコール依存症や薬物依存症の治療を目的とした施設

第8～9 略

第10 保護の決定

問10-2-2 [DV等被害者と生活保護]

同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全を凶る必要がある者（以下「DV等被害者」という。）から保護の申請があった場合の取扱いはどうすればよいか。

(答) DV等被害者の保護の申請があった場合の取扱いについては、(1)家具什器費、(2)実施責任、(3)扶養能力調査の方法、(4)世帯認定等、それぞれについて、以下の点を踏まえていただきたい。

(1) 家具什器費について、配偶者暴力によってDV等加害者から逃れており、家具什器などを保持しておらず最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、局長通知第7の2の(6)に基づき、支給して差し支えない。

(2) 実施責任について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による[女性相談支援センター](#)が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設に入所している者に保護を行う場合、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うこと。

ただし、入所者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間において地方公共団体相互の取決めを定めた場合には、それによることとして差し支えない。

第8～9 略

第10 保護の決定

問10-2-2 [DV等被害者と生活保護]

同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全を凶る必要がある者（以下「DV等被害者」という。）から保護の申請があった場合の取扱いはどうすればよいか。

(答) DV等被害者の保護の申請があった場合の取扱いについては、(1)家具什器費、(2)実施責任、(3)扶養能力調査の方法、(4)世帯認定等、それぞれについて、以下の点を踏まえていただきたい。

(1) 家具什器費について、配偶者暴力によってDV等加害者から逃れており、家具什器などを保持しておらず最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、局長通知第7の2の(6)に基づき、支給して差し支えない。

(2) 実施責任について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による[婦人相談所](#)が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設に入所している者に保護を行う場合、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うこと。

ただし、入所者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間において地方公共団体相互の取決めを定めた場合には、それによることとして差し支えない。

(3) 扶養能力調査の方法について、夫の暴力から逃れてきた母子や虐待等の経緯がある者等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる場合、課長通知の第5の問2のとおり、生活保持義務関係の場合も含め、扶養照会を控えることとしている。

また、生活保持義務関係の場合には、要保護者の申出が事実であるかなどの確認を行う観点から、関係先調査を行うこととなる。この関係先調査を行うに当たっては、当該扶養義務者本人に、関係先調査を行っている事実や当該要保護者の居住地はもとより、その手がかりとなる情報（例えば、福祉事務所名等）も知られることのないよう、特に慎重に調査を行うこと。

「扶養義務履行が期待できない者」の判断基準については、問5-1によることとされたい。

なお、いずれの場合も、当該検討経過及び判定については、保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるものであることを申し添える。

(4) 世帯認定等について、DV等被害者が、一時保護の施設等の他法他施策を活用できない特別な事情があつて、かつ、配偶者暴力相談支援センターや警察等の関係機関からの要請があつた場合やそれらの関係機関に被害相談等を行った事実がある場合で、安全確保のために生計を別にした上で転居せざるを得ない場合に、当該DV等被害者のみに対して保護の適用を行うことは、次官通知の第1や、局長通知の第1における世帯認定に係る規定に反するものではない。

(3) 扶養能力調査の方法について、夫の暴力から逃れてきた母子や虐待等の経緯がある者等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる場合、課長通知の第5の問2のとおり、生活保持義務関係の場合も含め、扶養照会を控えることとしている。

また、生活保持義務関係の場合には、要保護者の申出が事実であるかなどの確認を行う観点から、関係先調査を行うこととなる。この関係先調査を行うに当たっては、当該扶養義務者本人に、関係先調査を行っている事実や当該要保護者の居住地はもとより、その手がかりとなる情報（例えば、福祉事務所名等）も知られることのないよう、特に慎重に調査を行うこと。

「扶養義務履行が期待できない者」の判断基準については、問5-1によることとされたい。

なお、いずれの場合も、当該検討経過及び判定については、保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるものであることを申し添える。

(4) 世帯認定等について、DV等被害者が、一時保護の施設等の他法他施策を活用できない特別な事情があつて、かつ、配偶者暴力相談支援センターや警察等の関係機関からの要請があつた場合やそれらの関係機関に被害相談等を行った事実がある場合で、安全確保のために生計を別にした上で転居せざるを得ない場合に、当該DV等被害者のみに対して保護の適用を行うことは、次官通知の第1や、局長通知の第1における世帯認定に係る規定に反するものではない。

ただし、転居費用の支給後は速やかに転居すべきこと、一時保護等の施設等の他法他施策を活用できない特別な事情がなければ、これらを優先すべきことにご留意いただきたい。

なお、

- ・ 生命及び身体の安全の確保のためには、基本的には速やかに同居状態自体を解消すべきと考えられること
- ・ 生活保護は決定までの法定処理期間が原則14日以内となっていることから、まずは一時保護等の施設の利用を勧めるべき場合が多いと考えられる。

以上、いずれにせよ、DV等被害者が速やかに必要かつ適切な社会資源につながることを重要であるという考え方のもと、関係機関との連携協力を図るとともに、当該者が保護の申請意思を有する場合には申請を受理した上で、個々の事情に応じて適切に判断されたい。

ただし、転居費用の支給後は速やかに転居すべきこと、一時保護等の施設等の他法他施策を活用できない特別な事情がなければ、これらを優先すべきことにご留意いただきたい。

なお、

- ・ 生命及び身体の安全の確保のためには、基本的には速やかに同居状態自体を解消すべきと考えられること
- ・ 生活保護は決定までの法定処理期間が原則14日以内となっていることから、まずは一時保護等の施設の利用を勧めるべき場合が多いと考えられる。

以上、いずれにせよ、DV等被害者が速やかに必要かつ適切な社会資源につながることを重要であるという考え方のもと、関係機関との連携協力を図るとともに、当該者が保護の申請意思を有する場合には申請を受理した上で、個々の事情に応じて適切に判断されたい。

問10-7〔定期的就労収入と程度の決定〕

恩給や年金等の受給者が保護を申請した場合の要否判定に当たっては、1年以内の期間ごとに支給される恩給や年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされ、また、保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給や年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給年金等の残額によることとされている。定期的な就労収入についても同様に取扱いして差し支

問10-7〔定期的就労収入と程度の決定〕

恩給や年金等の受給者が保護を申請した場合の要否判定に当たっては、6か月以内の期間ごとに支給される恩給や年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされ、また、保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給や年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給年金等の残額によることとされている。定期的な就労収入についても同様に取扱いして差し支

<p>えないものであるか。</p> <p>(答) 恩給や年金等の受給者は多くの場合、非稼働者であり、それらの者が困窮したときには社会的にも柔軟に対応する手段を持たないことが予想されるので特にこの取扱いを示したものである。</p> <p>したがって、定期的就労収入のある稼働者については、この取扱いによることはできない。</p> <p>ただし、急迫の場合等法律に基づいて必要な保護を行うべき場合をも否定するものではない。</p> <p>第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令</p>	<p>支えないものであるか。</p> <p>(答) 恩給や年金等の受給者は多くの場合、非稼働者であり、それらの者が困窮したときには社会的にも柔軟に対応する手段を持たないことが予想されるので特にこの取扱いを示したものである。</p> <p>したがって、定期的就労収入のある稼働者については、この取扱いによることはできない。</p> <p>ただし、急迫の場合等法律に基づいて必要な保護を行うべき場合をも否定するものではない。</p> <p>第 11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令</p>
<p>問11-21〔労働能力と検診命令〕</p> <p>被保護世帯に、1年前に転入してきた成年男子がいる。転入と同時に被保護者として同一世帯内で保護を適用し、今日に至っているが、身体も頑健のように見受けられ通常の労働に耐えられると認められたので就労を指導したところ、2か月程前の医師の診断書を呈示し、自分は病弱であるから適当な職がないと申し立てて就労しようとしめない。医師の診断書には、胃弱で適度の休養を要するとあるのみで、本人は2か月前のこの時を除きこの1年間医師の治療を受けたようにも思われないうし、医療扶助を適用したこともない。毎日遊んでばかりで、近隣からも非難の声があがっている状況であるが、このような場合どのように措置したらよいか。</p> <p>(答) 局第11の4に定めるところにより本</p>	<p>問11-21〔労働能力と検診命令〕</p> <p>被保護世帯に、1年前に転入してきた成年男子がいる。転入と同時に被保護者として同一世帯内で保護を適用し、今日に至っているが、身体も頑健のように見受けられ通常の労働に耐えられると認められたので就労を指導したところ、2か月程前の医師の診断書を呈示し、自分は病弱であるから適当な職がないと申し立てて就労しようとしめない。医師の診断書には、胃弱で適度の休養を要するとあるのみで、本人は2か月前のこの時を除きこの1年間医師の治療を受けたようにも思われないうし、医療扶助を適用したこともない。毎日遊んでばかりで、近隣からも非難の声があがっている状況であるが、このような場合どのように措置したらよいか。</p> <p>(答) 局第11の4に定めるところにより本</p>

人に対して法第 28 条第 1 項の規定に基づく検診命令を発し、嘱託医、公的医療機関その他保護の実施機関が適当と認めて指定した医師の検診を受けさせ、その結果によって措置すべきである。検診を拒否した場合は同条第 5 項の規定により保護の停止又は廃止処分を行う。この際はいわゆる聴聞は必要としない。検診の結果就労可能である場合には、本人に対し就労の指導を行い、必要な場合には公共職業安定所等の協力を得て適当な職場をあっせんしてもらう。適当と認められる職場があるにもかかわらず保護の実施機関の指導に従おうとしないときは、就労につき文書で指示し、なおかつこれに従わないときは法第 62 条第 3 項の規定により保護の停止又は廃止を行うことになる。この場合には同条第 4 項の規定により **弁明の機会の付与**を行わなければならないので、留意すること。

第 12 調査及び援助方針等

問12-2〔劣悪な施設等に居住する者への転居指導について〕

被保護者が無料低額宿泊所等に居住している場合において、住環境が著しく劣悪な状態であることが確認されたとき又は、**施設等**の処遇が著しく不適切であるとき等、当該施設等への居住を継続することが被保護者の自立した生活の妨げになると実施機関において判断された場合には、当該施設等からの転居について指導指示を行うこととして取り扱ってよいか。

(答) **施設等の入居者への訪問調査を行う際には、施設等が適切な処遇を実施してい**

人に対して法第 28 条第 1 項の規定に基づく検診命令を発し、嘱託医、公的医療機関その他保護の実施機関が適当と認めて指定した医師の検診を受けさせ、その結果によって措置すべきである。検診を拒否した場合は同条第 5 項の規定により保護の停止又は廃止処分を行う。この際はいわゆる聴聞は必要としない。検診の結果就労可能である場合には、本人に対し就労の指導を行い、必要な場合には公共職業安定所等の協力を得て適当な職場をあっせんしてもらう。適当と認められる職場があるにもかかわらず保護の実施機関の指導に従おうとしないときは、就労につき文書で指示し、なおかつこれに従わないときは法第 62 条第 3 項の規定により保護の停止又は廃止を行うことになる。この場合には同条第 4 項の規定により **聴聞**を行わなければならないので、留意すること。

第 12 調査及び援助方針等

問12-2〔劣悪な施設等に居住する者への転居指導について〕

被保護者が無料低額宿泊所等に居住している場合において、住環境が著しく劣悪な状態であることが確認されたとき又は、**施設**の処遇が著しく不適切であるとき等、当該施設等への居住を継続することが被保護者の自立した生活の妨げになると実施機関において判断された場合には、当該施設等からの転居について指導指示を行うこととして取り扱ってよいか。

(答) 設問のように、当該施設等への居住継続が被保護者の自立した生活を妨げると

るかなどを含む生活実態の把握が必要である。 設問のように、当該施設等への居住継続が被保護者の自立した生活を妨げると認められる場合には、法第 60 条に規定する生活上の義務の履行及び保護の目的達成に必要な事項として、速やかに転居指導を行うこと。

具体的には、居宅生活ができると認められる場合には、必要に応じて転居指導を行い、居宅生活が困難な場合についても、課第 7 の問 30 の答 17 に該当する場合には、必要に応じて敷金等の支給を含め、適切な施設等への転居指導を行うこと。

なお、被保護者が入居する住居等が、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）第 2 条の無料低額宿泊所に該当する場合には、当該事業者は無料低額宿泊所としての届出を行うことが必要となることについて、実施機関においても留意する必要がある。

問12-2-2〔自立助長の妨げとなる借家等に居住する者への助言等について〕

借家等に居住する被保護者に対し、食料や日用品、家具什器等の購入・貸与、生活支援サービス利用の強要や著しく高額な共益費等の請求などが行われていることを確認した場合、どのように取り扱ったらよいか。

(答) 訪問活動等によって、物品の購入や貸与、生活支援サービスなどの居室の提供以外のサービス利用の強要や、著しく高額な共益費等の請求、通帳・身分証明書を取り上げられるなどの不当な行為が認められる場合、居住地が就労の場所から遠距離に

認められる場合には、法第 60 条に規定する生活上の義務の履行及び保護の目的達成に必要な事項として、速やかに転居指導を行うこと。

具体的には、居宅生活ができると認められる場合には、必要に応じて転居指導を行い、居宅生活が困難な場合についても、課第 7 の問 30 の答 17 に該当する場合には、必要に応じて敷金等の支給を含め、適切な施設への転居指導を行うこと。

(新設)

あることから通勤が著しく困難である場合など、被保護者の自立の助長を阻害する状況にあり、転居が適当と判断した場合には、適切な居住環境への転居を促すなど、必要な支援をされたい。

また、居室の提供以外のサービス利用及び費用を支払う契約等については、契約等の内容、勧誘時の説明や経緯などによっては、民法や消費者契約法を始めとする法令により取消又は無効とすることができる場合があるため、法テラスや無料法律相談等の利用を勧奨するなど、必要な助言をされたい。

問12-5〔重複受給の疑いが生じた場合の取扱い〕

オンライン資格確認における資格重複チェック等により、被保護者が別の保護の実施機関から保護費を受給している可能性が疑われる場合、どのようにすべきか。

(答) 生活保護の不正受給は、生活保護制度に対する信頼を揺るがすものであり、複数の保護の実施機関から保護費を重複して受給している（以下「重複受給」という。）ことを含めた不正受給事案の発生を防ぐことが重要であるが、医療扶助のオンライン資格確認における資格重複チェックにおいては、定期的に資格の重複状況（生活保護の資格が有効な被保護者が、他福祉事務所における生活保護の資格も有効になっていないか等）が確認されることから、重複受給を発見する端緒となり得るものである。資格重複チェックにおける資格の重複は、保護を廃止した際の資格情報の削除漏れや重複受給の場合に生じるものであるか

(新設)

<p><u>ら、資格が重複していることが確認された場合には、関係する実施機関同士で適宜、重複支給などの事実関係の確認を行うなど連携の上、適切に対応されたい。</u></p> <p><u>なお、各実施機関においては、被保護者等に対し、保護の相談・申請時等に、居住地に異動があった場合の届出義務等について、十分説明するとともに、重複受給が疑われる際には、費用返還を求められる場合、費用徴収が行われる場合や告訴される場合があること等について、予め被保護者に伝達することなどを含め、重複受給の未然防止や早期発見に努められたい。</u></p> <p>第 13～14 略</p>	<p>第 13～14 略</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------